

○ 日本の現在の社会保障制度の基本的考え方

- ①自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
- ②これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
- ③その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置づける

こととされている。 [社会保障制度審議会 昭和25年10月「社会保障制度に関する勧告」
平成7年7月「社会保障体制の再構築に関する勧告」]

→ 「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点から、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得られやすい社会保険方式が基本となっている。

○ 社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)においても、

- ・ 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。
- ・ 負担と給付の関係が明確な社会保険(=共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
- ・ 社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。

こととされている。

○ 今の日本では、核家族化など家族のあり方が変容していること、地域の関わり合いが希薄になっていること、非正規雇用の労働者が増えていることなど、「自助」を実現するための環境が損なわれているという認識の下、「自助」の実現を「共助」や「公助」がサポートすることで、自助・共助・公助の好循環を生み出すことが重要になっている。

○ こうした中、社会保障制度における低所得者対策については、大別して2つの方式がある。

① 共助の仕組みである社会保険制度を中心として、当該制度において多くの国民を対象とする低所得者対策を講じる。

② 生活保護制度をはじめとする租税を財源とした公助の制度(社会福祉制度)において低所得者対策を講じる。

(1) 保険料負担における低所得者対策

○ 社会保険料負担は、民間保険料と異なり、リスクに見合ったものとはせず、社会連帯等の社会政策的な考え方にに基づき設定されている。

○ 社会保険料は、被用者保険に典型的にみられるとおり、給与などの負担能力に応じて保険料が決められ(応能負担)、所得再分配機能(高所得者から低所得者へ、低リスクの者から高リスクの者へ)を有する仕組みである。

○ 低所得者も含め、強制加入の仕組みを取り、稼得形態が多様な者により構成される国民健康保険料については、応益的な要素(応益割)と応能的な要素(応能割)の双方を考慮して保険料が算定されている。ただし、受益に応じた負担の応益保険料については、負担能力の低い者に対する対応として、負担軽減措置が講じられている。

○ また、国民年金制度については、無業者・低所得者など、現時点では保険料の納付が難しい者であっても、適用除外とすることなく、負担能力に応じた保険料免除制度を設けることで対応するとともに、保険料免除を受けた者(期間)に対しては、一定の範囲で税財源による年金給付を行う仕組みを設け、できる限り将来の年金受給に結びつける仕組みが設けられている。

○ このような低所得者対策によって、「国民皆保険・皆年金」が維持されている。

(2) サービス利用者負担における低所得者対策

- 社会保険制度におけるサービス利用者負担については、原則として、サービスの利用(受益)に応じた負担(応益負担)となっている。
- 一方で、高額な医療等によって家計が破綻しないよう、所得に応じた自己負担の上限を設定し、定率による患者負担に歯止めを設ける仕組み(高額療養費制度)が設けられている。
- 他方、福祉制度は、一般的に応能負担の要素が強い利用者負担の仕組みとなっている。例えば、高齢者福祉サービスについては、過去、応能的負担の仕組みであったが、介護保険制度により、応益負担を原則とし、高額介護サービス費を組み合わせた仕組みとなった。
- 現在の社会保障制度各制度では、個々の制度ごとに低所得者対策が講じられ、また累次の改正により複雑化してきているなど、制度全体を見渡したとき、必ずしも一貫した考え方に基づく仕組みとなっていない、多数のサービスを受ける家計全体の負担への配慮は十分となっていない等の課題が指摘されるようになっており、総合的な整合性のあり方を考えていく必要。
- 特に、医療・介護・保育等の利用により、家計の過重な負担を軽減するために創設される総合合算制度については、被用者保険、地域保険からなる社会保険制度や、福祉制度等にまたがる制度設計となるため、どのような考え方に立ち、個別世帯における一部自己負担上限を考えるか等を検討していくことが重要。